

港湾請負工事積算基準の準用について

令和6年3月28日
宮崎県県土整備部港湾課

県土整備部が発注する港湾工事の積算については、国土交通省の積算基準書等を準用することとしておりますが、基準等の一部改定に伴い、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 準用する基準書の取扱い

- (1) 令和5年度港湾請負工事積算基準のうち、第1部 第2章 2節 2. 共通仮設費2-11 現場環境改善費については、令和6年3月13日付け国港技第122号「港湾請負工事積算基準について」第1部 第2章 2節 2. 共通仮設費2-11 現場環境改善費を適用するものとする。（「国土交通省 HP ホーム > 政策・仕事 > 港湾積算基準等に係る情報 > 7. 港湾請負工事積算基準について > ・令和6年度 港湾請負工事積算基準の一部改定について（令和6年4月1日以降に入札を行う工事及び令和6年4月1日以降に契約する業務から適用 [対比表]（3/4公表）」を参照）
- (2) 令和5年度港湾請負工事積算基準のうち、第1部 第2章 2節 3. 現場管理費については、令和6年3月13日付け国港技第122号「港湾請負工事積算基準について」第1部 第2章 2節 3. 現場管理費を適用するものとする。（「国土交通省 HP ホーム > 政策・仕事 > 港湾積算基準等に係る情報 > 7. 港湾請負工事積算基準について > ・令和6年度 港湾請負工事積算基準の一部改定について（令和6年4月1日以降に入札を行う工事及び令和6年4月1日以降に契約する業務から適用 [対比表]（3/4公表）」を参照）
- (3) 令和5年度港湾請負工事積算基準のうち、単価表 単-10（船舶供用係数（ α ）並びに就業時間別船員供用係数（ β ））については、令和6年3月13日付け国港技第122号「港湾請負工事積算基準について」単価表 単-10を適用するものとする。（「国土交通省 HP ホーム > 政策・仕事 > 港湾積算基準等に係る情報 > 7. 港湾請負工事積算基準について > ・令和6年4月から適用する就業時間別船員供用係数（ β ）について」を参照）
- (4) 令和5年度港湾請負工事積算基準のうち、第3部 第3編 1節 2. 積算価格の内訳 2-4 諸経費については、令和6年3月13日付け国港技第122号「港湾請負工事積算基準について」第3部 第3編 1節 2. 積算価格の内訳 2-4 諸経費を適用するものとする。（「国土交通省 HP ホーム > 政策・仕事 > 港湾積算基準等に係る情報 > 7. 港湾請負工事積算基準について > ・令和6年度 港湾請負工事積算基準の一部改定について（令和6年4月1日以降に入札を行う工事及び令和6年4月1日以降に契約する業務から適用 [対比表]（3/13公表）」を参照）

2 適用基準日

上記については、入札公告における単価抜き設計書の単価適用日が「令和6年4月1日」以降のものから適用する。

3 問い合わせ先

港湾課 港湾担当 T E L : 0 9 8 5 - 2 6 - 7 1 9 0
E-mail : kowan@pref.miyazaki.lg.jp